再生可能エネルギー発電事業を検討されている皆さまへ

目　次

1　再生可能エネルギー発電事業を計画する際の留意事項・・・・・・・・・・・・Ｐ１
2　事業計画策定ガイドライン等の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
3　太陽光発電の環境配慮ガイドライン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２
4　太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン・・・・・・・・Ｐ２
5　地域との関係構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３
6　自然環境への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４
（１）環境影響評価（環境アセスメント）
　（ア）太陽光発電事業に係る対象規模要件
（２）岩手県自然環境保全条例に基づく許可等
7　野生動植物の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５
（１）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく許可
（２）岩手県希少野生動植物の保護に関する条例関係
8　土壌汚染対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５
9　文化財の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６
10　景観への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６
11　開発許可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７
12　盛土等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７
13　土地利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ８
14　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ８
（１）林地開発が伴う場合
（２）農地転用が伴う場合
（３）建築基準法に基づく建築確認等
（４）水道水源保護区域内に発電施設を設置される場合
15　環境保全協定書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ10

※　再生可能エネルギーによる発電事業を検討する際に、許可や届出などが必要となる主な法令、その内容及び担当課を一覧にまとめましたので、事業計画の確認にご活用ください。

・別表１　関係法令等（滝沢市）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ11
・別表２　関係法令等（岩手県関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ11

1　再生可能エネルギー発電事業を計画する際の留意事項

滝沢市内において、再生可能エネルギー（太陽光（住宅用を除く）、風力、水力、地熱、バイオマス）による発電事業を検討されている場合は、以下に示す項目に留意して事業を進めていただきますようお願いします。

示した項目以外にも留意いただく事項がある場合もありますので、事前に環境課までご相談ください。

【担当】滝沢市　市民環境部　環境課　電話／０１９－６５６－６５１０

2　事業計画策定ガイドライン等の遵守

資源エネルギー庁が平成２９年３月に作成した「事業計画策定ガイドライン」を遵守し、適切に事業を進めてください。このガイドラインで遵守を求めている事項に違反した場合は、認定基準に適合しないとみなされ、ＦＩＴ法第１２条（指導・助言）、第１３条（改善命令）、第１５条（認定の取り消し）に規定する措置が講じられる可能性があります。

このガイドラインに記載されている事項については、全て再生可能エネルギー発電事業者の責任において実行すべきものです。

【事業計画策定ガイドラインの概要】

○企画・立案段階においては、土地及び周辺環境の調査・土地の選定・関係手続を十分確認するとともに、地域との良好な関係構築のため、地域住民への説明会を開催するなど、地域住民と適切なコミュニケーションを図るように努めること。

○設計・施工段階においては、関係法令及び条例等の規定に従い、設計・施工を行い、防災、環境保全、景観保全を考慮するとともに、発電施設の稼働音等が地域住民や周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずるように努めること。

○運用・管理段階においては、関係法令及び条例等の規定に従い、発電施設を運転し、保守点検及び維持管理計画に則って、保守点検及び維持管理を実施すること。また、事業地の管理において、防災や施設安全、環境保全、景観保全などに関する対策が、計画どおり適切に実施されているかを随時確認し、災害防止や自然環境、近隣への配慮を行うように努めること。

○地域活用に関しては、電源として災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消に資することが期待されるため、その点を考慮しながら事業計画の準備を進めること。

○撤去及び処分段階においては、発電事業終了時点で必要となる費用の総額を算定したうえで、適切に確保するため、廃棄等費用について、積立て等の計画的な調達・手配を行うよう努めるとともに、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに撤去すること。

また、同庁が令和６年２月に作成した「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」を遵守し、地域と共生した再生可能エネルギーの導入に努めてください。

詳しくは、資源エネルギー庁のホームページを御覧ください。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_legal.html

3　太陽光発電の環境配慮ガイドライン

太陽光発電事業については、環境省が令和２年３月に作成した「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」に沿った取組を行ってください。

なお、**このガイドラインは、環境影響評価法の対象とならない小規模発電の事業（一般用電気工作物）も対象としています。**

市では、必要に応じて、**小規模発電の事業者も含めて「太陽光発電の環境配慮ガイドラインチェックシート」の提出を求める**場合があります。

詳しくは、環境省のホームページを御覧ください。

https://www.env.go.jp/press/107899.html

4　太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン

太陽光発電事業については、環境省が令和３０年１２月に作成した「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に沿った取組を行ってください。

太陽光発電設備については、これまでに導入された発電設備が既に使用済となって排出され始めており、その排出量は過去の普及カーブに沿って加速度的に増加することが想定され、再生可能エネルギーの大量導入を支える処理（リユース・リサイクル・埋立処分）の体制構築が求められることから、リサイクルを含む適正処理の推進に向けたロードマップを策定されたものです。

詳しくは、環境省のホームページを御覧ください。

https://www.env.go.jp/press/106294.html



5　地域との関係構築

発電施設の設置に当っては、関係法令及び条例を遵守し適切に土地開発等を実施した場合においても、事前周知なしの開発行為の実施や地域住民とのコミュニケーション不足等により、地域住民との関係が悪化したため、地域住民の理解を得られず、反対運動を受けて計画の修正・撤回を余儀なくされる事態や、訴訟問題に発展した事例なども他都市において見受けられています。

事業計画作成の初期段階から一方的な説明だけではなく、地域住民の意見を聴き適切なコミュニケーションを図るとともに、**地域住民に十分配慮**して事業を実施し、**誠実な対応**を心がけてください。

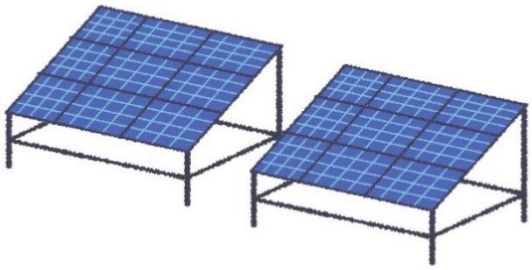
また、説明会を開催する範囲は、各省庁が作成したガイドラインに基づくほか、地元地域の意向を尊重し、事業者が適切に判断してください。市は、事業者からの相談に対し助言は行いますが、範囲は規定していません。

【配慮が必要な事項】

○景観の保全、周辺環境への配慮
○生活環境への影響（土砂流出、水質保全、騒音、光害など）
○施設の管理（災害時の対応、苦情への対応、維持管理など）
○発電事業終了後の対応（撤去時期、撤去方法など）
○地域への貢献　など
→「太陽光発電の環境配慮ガイドラインチェックシート」を活用してください。

【地域との関係構築手法】

○地域住民とコミュニケーションを図り、どのような事業者が事業を行うかをよく理解してもらうためにも、積極的に説明会を開催するようお願いします。
○地域住民の不安（施工中や稼働中の事故対応、事業終了後の撤去など）を解消する方法として、懸案事項への対応事項に係る協定を締結することも検討してください。
○市からも積極的に地域住民への周知を行いますので、環境課まで資料の提供をお願いします。



【担当】滝沢市　市民環境部　環境課　電話／０１９－６５６－６５１０

6　自然環境への配慮

（１）環境影響評価（環境アセスメント）

大規模な開発事業などを行う場合に、あらかじめ、その事業の実施が周辺の環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して、県民や県知事・市町村長などの意見を聴きながら環境への影響をできるだけ少なくするための手続きの仕組みとして、環境影響評価（環境アセスメント）制度があります。

再生可能エネルギーによる発電事業は対象となる場合がありますので、事前に確認してください。

なお、規制の対象とならない場合においても、自然環境の適正な保全を図るために意見を述べることがありますので、再生可能エネルギー発電事業の実施に当っては、自主的に環境保全に取り組み、環境への影響を回避、低減しながら、事業を実施していただきますようお願いします。

○環境保全措置の例

・希少動植物の生息状況についての事前調査
・土地の改変や森林の伐採等を最小限に抑えるための工法やパネル配置の検討
・周囲の景観に配慮したパネル配置の検討
・残土の適切な処理方法の検討　など

（ア）太陽光発電事業に係る対象規模要件

○岩手県条例

・第１種事業（アセスメント必須）：事業敷地面積が５０ｈａ以上
・第２種事業（個別にアセスメント要否を判断）：事業敷地面積が２０ｈａ以上

○環境影響評価法

・第１種事業：総出力４万ｋＷ以上
・第２種事業：総出力３万ｋＷ以上

※その他の再生エネルギー発電施設であっても対象規模要件等定められている場合があります。詳細は下記お問い合わせ先へ確認ください。

【お問い合わせ先】岩手県 環境生活部 環境保全課 環境影響評価・土地利用担当
電話／０１９－６２９－５２６９

（２）　岩手県自然環境保全条例に基づく許可等

自然環境保全地域の普通地区内に基準を超える工作物を新築、改築又は増築する等一定の行為を行う場合は、岩手県知事への届出が必要となります。

また、岩手県自然環境保全条例で定める環境緑地保全地域内に基準を超える工作物を新築、改築又は増築等一定の行為を行う場合は、岩手県知事への届出が必要になります。

【お問い合わせ先】岩手県　盛岡広域振興局　保健福祉環境部　環境衛生課
電話／０１９－６２９－６５８３

7　野生動植物の保護

（１）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく許可

鳥獣保護区特別保護地区内において、工作物の新築、改築又は増築、水面の埋立て又は干拓、木竹の伐採等を行う場合は、岩手県知事の許可が必要となります。

【お問い合わせ先】岩手県　盛岡広域振興局　保健福祉環境部　環境衛生課
電話／０１９－６２９－６５８３

（２）岩手県希少野生動植物の保護に関する条例関係

事業者には、事業活動に伴って生ずる希少野生動植物の生息又は生育の環境の悪化を防止するため、当該環境への負荷の低減に努める義務があります。

事業実施に当っては、事業実施想定区域内の希少野生動植物の生息状況等について事前に調査し、それらに与える影響の低減に努めながら事業を進めるようにしてください。

【お問い合わせ先】岩手県　盛岡広域振興局　保健福祉環境部　環境衛生課
電話／０１９－６２９－６５８３

8　土壌汚染対策

・土壌汚染対策法に基づく届出

一定規模以上の土地の形質の変更を行う場合には、工事に着手する３０日前までに届出が必要になります。

【届出の基準】

土地の形質の変更（掘削及び盛土等）部分の合計面積が３，０００㎡以上の場合

【お問い合わせ先】岩手県　盛岡広域振興局　保健福祉環境部　環境衛生課
電話／０１９－６２９－６５８３



9　文化財の保護

・文化財保護法に基づく許可等

工事内容及び発電施設等の設置場所によっては、文化財保護法により届出等の手続きが必要となり、発掘調査期間及び費用負担が生じる場合がありますので、事前に相談をお願いします。

○埋蔵文化財包蔵地の範囲内で建築・土木工事等を行う場合の事前届出及び工事中に遺跡を発見した場合の届出等（※場合によって、包蔵地の隣接地等周辺でも調査する場合があります。）

○指定された史跡名勝天然記念物、選定された重要文化的景観について、建築・土木工事等により現状変更を行う場合又はその保存に影響が及ぶ場合の許可等

【お問い合わせ先】滝沢市　教育委員会　埋蔵文化財センター
電話／０１９－６９４－９００１

10　景観への配慮

・景観法に基づく届出

風力発電設備や太陽光発電設備については、良好な景観の形成のために、景観法に基づいて、届出が必要な場合や設備の設置が制限される場合がありますので、事前に相談をお願いします。

【届出の基準】

風力発電施設設備　高さ１３ｍ超えるもの又は築造面積が１，０００㎡を超えるもの

【お問い合わせ先】岩手県　盛岡広域振興局　土木部　建築指導課
電話／０１９－６２９－６６５０

○開発許可

１　都市計画法に基づく許可

主として建築物の建築又は特定工作物の建設を目的として一定面積以上の土地の区画形質の変更を行う場合には、工事着手前に都市計画法に基づく開発行為の許可を要する場合があります。

○太陽光発電のために設置しようとする太陽光発電施設及びその附属施設が建築基準法に定める建築物でない場合、上記の「主として建築物の建築又は特定工作物の建設」に当たらないため、開発行為の許可を要しません。

○太陽光発電施設（建築基準法上の建築物でないもの）の附属施設（建築基準法上の建築物）があるとき、その用途、規模、配置や発電施設との不可分性等から、主として当該附属施設の建設を目的とした開発行為に当たらないと開発許可権者が判断した場合には、開発行為の許可は不要です。

【許可を要しない開発行為の規模】

都市計画区域	線引き都市計画区域	市街化区域	１，０００㎡未満
		市街化調整区域	原則として許可が必要
都市計画区域外			１ｈａ未満

【お問い合わせ先】滝沢市　都市整備部　都市政策課
電話／０１９－６５６－６５４２

○盛土等

１　宅地造成及び特定盛土規制法に基づく許可

滝沢市内全域（宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域）において、宅地造成及び特定盛土等規制法の規定により、一定規模の盛土等の工事を行う場合は、岩手県の許可が必要となる場合がありますので、事前に相談願います。

岩手県のホームページ「いわて盛土情報システム」より、計画予定地の「担当部署」、「電話番号」、「規制区域種別」を確認して下さい。

https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/toshigesui/1070145/1085440.html

【お問い合わせ先】岩手県　盛岡広域振興局

岩手県 盛岡広域振興局	土木部　管理課	０１９－６２９－６６５６
	林務部　森林保全課	０１９－６２９－６６２２
	農政部　農政推進課	０１９－６２９－６５９７
	保健福祉部 環境衛生課	０１９－６２９－６５８３

13　土地利用

・国土利用計画法に基づく届出

一定規模面積以上の土地を購入した方は、国土利用計画法に基づく届出が必要となります。土地の売買契約を結んだ日から２週間以内に届け出てください。

【届出が必要な面積】

○市街化区域：２，０００平方メートル以上

○市街化区域を除く都市計画区域：５，０００平方メートル以上

○その他の区域：１０，０００平方メートル以上

【お問い合わせ先】滝沢市　企画総務部　企画政策課

電話／０１９－６５６－６５６１

14　その他

（１）林地開発が伴う場合

森林の開発を行う場合には、事前に許可申請や届出が必要になります。

（ア）０．５ｈａを超える太陽光発電設備の設置を目的とした林地開発となる場合には、岩手県に許可申請が必要になります。

【お問い合わせ先】岩手県　盛岡広域振興局　林務部

電話／０１９－６２９－６６１６

（イ）１ｈａを超える林地開発となる場合には、岩手県に許可申請が必要になります。

【お問い合わせ先】岩手県　盛岡広域振興局　林務部

電話／０１９－６２９－６６１６

（ウ）１ｈａ以下の林地開発となる場合には、市に届出が必要になります。

【お問い合わせ先】滝沢市　経済産業部　農林課

電話／０１９－６５６－６５３９

（２）農地転用が伴う場合

農地に発電施設等を設置する場合は、農地法に基づく農地転用の許可申請または届出が必要になります。

また、農地転用の許可申請に先立ち農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更手続きが必要になる場合があります。

（ア）農地転用について

【お問い合わせ先】滝沢市　農業委員会事務局

電話／０１９－６５６－６５９５

（イ）農業振興地域整備計画について

【お問い合わせ先】滝沢市　経済産業部　農林課

電話／０１９－６５６－６５３７

（３）建築基準法に基づく建築確認等

土地に自立して設置する太陽光発電施設については、メンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らないものであって、かつ架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他屋内的用途に供しないものは、建築基準法上の建築物に該当しません。よって、建築確認申請は不要となります。

ただし、附属の建築物を建設する場合は、建築確認申請が必要となる場合があります。

【お問い合わせ先】滝沢市　都市整備部　都市政策課

電話／０１９－６５６－６５４２

（４）水道水源保護区域内に発電施設を設置される場合

滝沢市水道水源保護条例（平成２２年条例第１５号）において、事業者の責務として、水道水源保護水域の水質の汚濁を防止するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する水道水源の保護に関する施策に協力することを定めています。有害物質（油脂類、除草剤等）の使用や濁水の流出等、水道水源への影響について判断するため事前に相談をお願いします。

水道水源保護水域は、市が水道水源を保護するために指定した区域（水道水源保護区域）内の河川その他公共の用に供される水域等をいいます。

【お問い合わせ先】滝沢市　上下水道部　施設課

電話／０１９－６５６－６５７９

15　環境保全協定書について

事業用電気工作物に該当する発電施設を設置するに当たっては、市が別に定める**再生可能エネルギー事業届出書**を提出いただき、環境保全協定を締結します。

○届出は、**事業計画確定後に提出してください。**届出後、速やかに協定を締結するため、事前に事業計画の概要や、進捗状況を報告いただくようお願いいたします。

○環境保全協定は、工事着工までに締結することから、期間に余裕を持って届出等を進めてください。

【担当】滝沢市　市民環境部　環境課　電話／０１９－６５６－６５１０

「再生可能エネルギー発電事業を検討されている皆さまへ」全般に関するお問い合わせは、下記担当までお問い合わせ願います。

【担当】滝沢市　市民環境部　環境課　電話／019－656－6510

○令和４年１０月　策定
○令和５年　８月　改定
○令和６年　６月　改定
○令和８年１０月　改定

別表１　関係法令等（滝沢市関係）

No	該当する法令	内　容	担当課 （電話）	☑ 欄
1	国土利用計画法	一定面積以上の土地売買等の届出	企画政策課 (019-656-6561)	□
2	森林法	一定面積以下の林地開発	農林課 (019-656-6539)	□
3	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域整備計画の変更		□
4	農地法	農地転用の許可	農業委員会事務局 (019-656-6595)	□
5	文化財保護法	埋蔵文化財抱蔵地における工事等の届出 史跡名勝天然記念物、重要文化的景観における工事等の許可	埋蔵文化財センター (019-694-9001)	□
6	都市計画法	開発行為の許可	都市政策課 (019-656-6542)	□
7	建築基準法	建築物・工作物等の確認申請		□
8	滝沢市水道水源保護条例	水道水源保護区域内における	施設課 (019-656-6579)	□
9	河川法	市が管理する河川区域内における占用等許可	河川公園課 (019-656-6550)	□
10	道路法	市道区域内における占用等の許可	道路課 (019-656-6549)	□
11	滝沢市法定外公共物管理条例	法定外公共物内における占用等の許可		□
12	騒音規制法	騒音規制地域内における特定建設作業の届出	環境課 (019-656-6510)	□
13	振動規制法	騒音規制地域内における特定建設作業の届出		□

別表２　関係法令等（岩手県関係）

No	該当する法令	内容	お問合せ先 （電話）	☑ 欄
1	環境影響評価法、県環境影響評価条例	環境影響評価（環境アセスメント）	環境生活部環境保全課　環境影響評価・土地利用担当 (019-629-5269)	□

2	岩手県自然環境保全条例	自然環境保全地域内や環境緑地保全地域内における工作物の新築等の許可等	盛岡広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課 (019-629-6583)	□
3	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区内における工作物の新築等の許可		□
4	岩手県希少野生動植物の保護に関する条例	事業実施想定区域内の希少野生動植物の生息状況等の調査		□
5	土壌汚染対策法	一定規模以上の土地の区画形質の変更を行う場合の届出		□
6	景観法	一定規模以上の設備設置を行う場合の届出	盛岡広域振興局土木部(019-629-6650)	□
7	宅地造成及び特定盛土等規制法	一定規模以上の盛土等の許可・届出	盛岡広域振興局内 土木部管理課 (019-629-6656) 林務部森林保全課 (019-629-6622) 農政部農政推進課 (019-629-6597) 保健福祉部 環境衛生課 (019-629-6683)	□
8	森林法	一定面積以上の林地開発の許可	盛岡広域振興局林務部(019-629-6616)	□
9	砂防法	砂防指定地内における開発行為等の許可	盛岡広域振興局 土木部 (019-629-6630)	□
10	地すべり等防止法	地すべり防止区域内における開発行為等の許可		□
11	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内における開発行為等の許可		□